

文教委員会議録 第八号

昭和三十三年三月六日(水曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君
理事竹下 登君 理事長谷川 峻君

理事八木 徹雄君 理事小林 信一君
理事村山 喜一君 理事山中 吾郎君

伊藤 郷一君 坂田 道太君
田川 誠一君 濱野 清吾君

松永 東君 松山千恵子君
南 好雄君 杉山元治郎君

高津 正道君 前田榮之助君
三木 喜夫君 井堀 繁男君

谷口善太郎君 井堀 繁男君

出席國務大臣

文部 大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部政務次官 田中 啓一君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大官官房長) 文部事務官 小林 行雄君

(大学事務局長) 文部事務官 杉江 清君

(文部事務官) 文部事務官 杉江 清君

(管理局長) 文部事務官 杉江 清君

委員外の出席者

専門 員 丸山 福君

三月二日

委員松山千恵子君辞任につき、その補欠として松野頼三君が議長の名で委員に選任された。

同月六日

委員松野頼三君及び鈴木義男君辞任につき、その補欠として松山千恵子君及び井堀繁男君が議長の名で委員に選任された。

員に選任された。

同日

委員井堀繁男君辞任につき、その補欠として鈴木義男君が議長の名で委員に選任された。

三月四日

神社法制定に関する調査研究の請願
外百九十件(野田卯一君紹介)(第一七二一号)

文化財の虫歯害等駆除予防に関する請願
外一件(中村三三丞君紹介)(第一七四二号)

学校図書館法の一部改正に関する請願
(鈴木義男君紹介)(第一八三四号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(小松幹君紹介)(第一九二〇号)

へき地教育振興法の一部改正に関する請願(森本靖君紹介)(第一九二二号)

鹿屋市に工業高等専門学校設置に関する請願(二階堂進君紹介)(第二〇三〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑通告がありますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 国立大学の設置法案に關して主として御質問いたしたいわけですが、大学については、大学の改善のためには量と質の問題がある。この法案は、新しい修士課程の設置とか、あるいは学部設置その他の量の拡大を内容とした法案であります。この質の問題をこれと並行して改善をしない、私はそういうふうと考えておるので、そういう観点から少しお聞きしたいと思ひます。

全国の地方大学の設備、施設ということについては、各大学ごとに常に十分であるということからの不正不満が出ております。これに対して、一方に大学学部と設置していくのと並行して、今まで文部省においては各大学間の格差をなくするための施設、設備の年次計画にあると思うのですが、その年次計画について、一応局長からでけつこうでありますから、御説明願っておきたいと思ひます。

○小林政府委員 大学教育につきましても、今山中先生の御指摘のように量の拡大と同時に質の向上ということをおあわせて行なわなければならぬと思ひます。これに関連いたしまして、地方の大学の施設、設備の拡充につきましても、これは従来から、たとえば施設については全国のそれぞれの大学の長期の整備計画を立てて実施して参つておるのでございます。この施設につきましては、各大学それぞれ充足以来の経過がございまして、その経過に従つて、また現状で、たとえば建物の改善を要する面あるいは拡充を要する面それぞれ希望がございまして、その希望を十分取り入れまして長期計画を立てておつたわけがございまして、この長期計画もかなり年次が経過いたしましたので、三十八年度には新たな長期計画を樹立するようにただいま検討をしておるところでございます。これにつきましても、できるだけ地方の大学と大都市の大学との格差を是正するような考えを一つ持つております。

なお、設備につきましても、設備の基準のあります、たとえば理学部、工学部等につきましては、その基準に足らない部分につきましては、年次的に設備を充実するというところで従来から参つております。たとえば、老朽設備の更新あるいは改善、それから新たな充実というものがございまして、従来から年次計画を立てて整備をいたしておりまして、その点についても、先ほど申しました施設と同様に、地方大学と大都市の大学との格差の是正ということも十分念頭に置いて検討をいたしております。

○山中(吾)委員 年次計画をお立てになつておられるはずですが、初年度は何年で、これは何年目であるか、完成の年はいつか、それを説明していただきたいと思います。あるいは、年次計画の要領があればそれをいただきたいと思います。

○小林政府委員 お答えいたします。建物につきましては、先ほど申しましたように、従来たしか三十六年に年次計画、五カ年計画を立てたのでございます。そして三十八年度まで三カ年を実施したわけがございまして、先ほど申しましたように、この三十六年度の状況と最近の状況とは、かなり社会的な事情の変化がございまして、三十八年度に新たに年次計画を練り直して、今後三十九年度以降の五カ年計画を立てたいということで検討を始めておるところでございます。

それから設備につきましても、たまたま具体的な数字をちょっと手持ちいたしておりませんので、あとで、さっそく取り寄せてお答えしたいと思ひますが、概要は老朽設備の更新というものが重点を置かれて、なお、ただ単に更新の際に従来と同じものを更新するということではなく、最近の学問の状況に応じて、さらに進歩した、改善された設備を充実するという改善更新というものにも力を入れてやつております。

老朽設備の改善につきましても、当初予算のワケの関係から十カ年計画というふうなことでございしましたが、これは十カ年というふうな非常に長過ぎる期間では困るということで、これを短縮して、たしか現在五カ年計画で実施をしておると思ひます。

それから改善更新につきましても、たしか三カ年計画ぐらいで実施をしておると思ひますが、詳細なことは資料を取り寄せて御返事申し上げたいと思ひます。

○山中(吾)委員 毎年国立学校設置法

でいろいろ学部を増設していく法案だが、われわれの方に審議にかかってくるので、そういう量の拡大を審議する場合に、できておる既設の学部的施設、設備の充実とか、そういう基本的計画をお出しになっておかないと、ただどんどんふえることだけわれわれは賛成として、そして結果は、設備のない大学があとへあととふえる矛盾が積み重なっていく。これはこの審議の上になくしてはならぬと私は思うので、それでお出しを願いたいと思うので、その資料を見ないといふ法案の審議の終了をするわけにいかない。これは大事なことです。

それで、今局長がお話しになっておるお答えを聞いても、最初に三十六年から三十八年までに三カ年計画を立てたが、やり直して今度は三十九年から今検討中であるということであり、その計画を、一つ全貌を明らかにして、もう一つは、三十九年から今までの三カ年計画はほとんど達成していないのじゃないかと私は見ている。だが、大体最初の計画から何%あなただの年次計画が到達しているか。大蔵省との厚い壁があるのではと行なわれていないのじゃないか。従って、そのうちに基本方針に変更があるのではないかと見ている。あるいはあきらめておるとか、あるいはさじをなげきとまではいってないが、最初の意気込みというものが文部省の方において半分開らなくなってきている。そうして、地方大学の施設、設備の充実計画は、今度はどういう計画が出るかということについて想像すると、ほとんど放棄をしている。地方の大学の格差をなくそう

という基本方針が、たとえば旧制の大学に認定官などを置くという思想と関連をしてみますと、最初から二段の上級大学、下級大学の思想で、施設、設備の格差を前提としての計画に移りつつあるのではないかと私は見ている。それでは、こういう法案について、表面に出た学部の増設ということだけで私は賛成できないので、明確にしたい。文部次官がおられるから、その点について次官のお考えを一つ述べておいていただきたいし、局長の方からも具体計画をもう少し詳しく述べておいていただきたい。

小林政府委員 施設の計画につきましては、実は内輪なことではございますが、私どもは局でなしに、ほかの局で実施をいたしておりますので、その方の局長なり担当の課長を呼んで十分お話を申し上げたいと思います。ただ、大体の大筋を申し上げますと、前から申し上げておりました今までの施設計画におきましては、基本の方針として、科学技術の振興、あるいは病院研究所の整備、それから老朽改築、それと同時に一般整備ということ、従来既設の学部等の整備をはかるというところで重点事項を取り上げて参りましたが、お尋ねのございましたように、科学技術振興あるいは老朽改築等は確かに大体既定の線に沿って進行いたしておりますけれども、一般の整備の点で予算のワケに押えられたいというようなことがございまして、ただし、私どもの考えといたしましては、ワケで押えられたいことがございまして、先ほどお尋ねがございましたように、いわゆる上級大学と下級大学というように観点の考えは全然いたしております

で、先ほど来お話を申し上げておりますように、地方大学の施設もできるだけ十分整備するという考えのもとにやっております。なお、設備につきましても、最近新設されます学部、学科の設備の基準と、数年前の設備の基準とはかなり開きがございまして、この開きにつきましては、全体としていただきました設備費のワケの中でできるだけ操作をいたしまして、従来すでに数年前にできた学部、学科の設備と現在とを比較して劣らないように、十分その辺の配慮はいたしておるつもりでございます。

山(中)委員 私はなぜお聞きしたかといふと、各地方大学は兵舎を転用しておるのが多いわけですが、そのおんぼろ兵舎の中で十数年学問の探求をしておる。そういうことがあるから、教授、助教授の不平不満、そういうことが現在の大学の学生運動にも大きい影響を与えておると私は深刻に考える。これは重大な問題なんです。そこで、現在大学の建物が木造が何%ですか。それから図書館などは、貴重なる蔵書が各大学にあるわけですが、けれども、木造の図書館が何%あるか。焼けたら全部灰になる。そういうふうなことを考えてみると、これは重大な問題がこの法案の裏に隠れておると私は思うのであります。そういうふうな現状を公表されて、そしてわれわれも真剣にその問題と取り組んで、やはり国会の文教委員会としても協力を申し上げたいので、この法案の関係をどうして

も出してもらわなければいかぬ。私はこれを明確にしてもらわれないと、委員長が質疑打ち切りで採決なんといつたって、私は聞くわけにいかぬ。その点不明確だと思ひます。どうしてもはなやかな教科書問題が先に出ておるが、日の当たらない地方大学の施設設備の貧弱は、各位が自分の地元の大学から不平不満を打ちあけられて実感を持っているはずで、そういう意味において、私はまじめに取り上げておるわけですから、こういう機会に全貌を明らかにしてもらいたい。

田(中)政府委員 まことにございともな仰せでありまして、実は大学の施設整備の方は管理局でございまして、後刻管理局長を出席せしめまして、また今仰せの資料につきましても、できるだけ完備をいたして、至急お目にかけるようにいたしたいと存じます。山(中)委員 私の聞くとおるところ、旧兵舎をそのまま使っている大学はまだ三十二ある。そして設備その他については、ほとんどしんぼうができないというところを、各大学の学長があらゆる点に文書を通じ、その他を通じて不平を言っておりますから、大学の振興というところを、予算の編成その他に大きく掲げておいて何が出来るか、出てきたときには認証官しか出ていないというようなことは言語道断だと思ひます。その点は施設関係で、資料を出していただきたい。

小林政府委員 御承知のように、老朽校舎の改築につきましては、公立学校の方が実は経過的には進んでおったわけでございます。老朽度の調査に基づいて大体三千五百点以下の老朽校舎を改築するというところで、従来公立学校についてはやっておったわけでございまして、その後国立学校でもこれと同様な基準で老朽度の測定をいたしまして、これの解消をはかるということで、従来からの五カ年計画にはこれを五カ年に振り割りまして、整備計画を立てておったわけでございます。従って今後の施設計画におきましても、従来と同様な線でおそらく長期計画を立てることになろうと思ひます。

山(中)委員 老朽校舎の五カ年計画というのは、ずいぶんおそいのじゃないかと思うのです。これも延びるのじゃないですか。一方に国立高等専門学校をつくる、そしてそちらの方の予算の関係で大蔵省からこちらの方の手薄にされて、すでに二、三年されておるのじゃないですか。そういう予算折衝の関係で、僕らが大臣のところへ行くと、すぐ言うことは、現在の国立大学施設設備というものをまず充実しなければならぬので、国立専門学校なんというものは私は反対だ、こう野党に言うのです。そしてそれが出てくると、きつと一方の施設設備の計画が六カ年、七カ年になって手薄になっていくというふうには私は見ておるので、影響を与えるというところは非常に私はよろしくないと思はれるから、ここで聞きをいたしたいわけですが、現在文部省の国立文教施設整備五カ年

計画によつて実態調査をした結果を見ますと、建物の不足が四十万坪、今度の理工科系の増築のためにさらに三十万坪が必要なので、七十万坪足らない、老朽校舎の危険信号が出ておるものが十六万坪ある、理工系の実験室のような大事な実験設備の入つておるものがみな木造である、それが九十七万坪あるということが書いてある。これはほんとうかどうかわかりませんが、これで増設をしておると大へんです。それからこの五カ年計画で計画の実施を見ますと、これも僕は驚くべきものだと思うのですが、まだ計画の二四・五割ぐらゐしか進行してないといふふうに書いてある。(「それは古いのじゃないか」と呼ぶ者あり)これは古いので三〇割ぐらゐいっているのか知らないが、その点を明確にして、最近の進捗率を出してもらわなければならぬと思う。

○小林政府委員 具体的な五カ年計画のそれぞれの項目についてのいわゆる不足坪数あるいは計画坪数、あるいは従来の年次計画に従ひまして進行して参りました進捗率等につきましては、所管の局長からお答え申し上げたいと思ひますが、ただこのいわゆる国立大学の整備計画が高専専門学校の制度増設によつて影響されておるのじゃないかというお尋ねもございました、この点につきましては、これは確かに同じ国立文教施設整備のワツクの中でございますけれども、高等専門学校につきましては、従来の経過もございまして、それは全然別個の施設整備あるいは設備整備ということで計画を立てまして、いわゆる大蔵省との予算折衝などにおきまして別個の柱として、こ

れは折衝をいたしております。私どもといたしましては、この国立高専の施設あるいは設備のために、いわゆる国立大学の施設整備の予算が影響を受けておるといふふうには全然感じませんし、またそういうことがあつてはならぬという心がまえで従来対処をして参つておる次第でございます。

○山中(吾)委員 主管局長が来ないから、大学局長に閣連のある質問をしたと思ふのですが、講座制と学科制との区別しておられますね。大学院のあるところは講座制、そうでないところは学科制、その講座制と学科制との二本立を文部省がとつておるために、教授、助教授の定員ばかりでなくて、施設設備の予算に対しても差別をしておるのではないのですか。その点はいかがですか。

○小林政府委員 これは、御承知のように、講座制、学科制の区別は、新制大学発足当時の経過と申しますか、沿革に基づきまして、大體旧制大学については講座制、それからその当時の新制大学については学科制ということにスタートをいたしました。最近においてもそのまゝしております。御承知のように、講座制をとつておるところは、その学部の上に、その学部を基礎といたしまして、大體大学院の研究科を持つておるといふことでございます。この研究科における教育研究等につきましても、その学部の先生方がこれを担当する。また教官研究費等につきましても、学部の教官研究費を大学院の相当の部分にもこれを当てはめるというところでやつておりますので、教官研究費あるいは教官の組織等についても、学科目制とは多少違つておるわけでございます。

○山中(吾)委員 その点は、主管でないから、主管局長が来ないと、おわかりにならぬわけですね。私、何か差別があるように思ふのですが、一応方針として、ないと思ふれば、あとで聞きたいと思ひます。

でもいろいろ検討された結果、やはり講座制をとるもの、あるいは学科目制をとるもの、いずれも両方を認めておるわけでございます。

○山中(吾)委員 局長、まだ十分御理解はなつていないのではないかと思います、今のお話では、第六感的に、講座制も特に悪くはないと思つておるからという程度の御答弁なんです、私、聞きますと、講座制というのは、五十、六十をこえて学問的な熱情もなく、そして何もしない老教授——これは悪口を言うわけではないが、その人が一つの講座を持つて何もしない、その人を救済するためにしか講座制が役に立たないのだ、そして新進気鋭のほんとうに学問的業績に熱情を捧げておる月給の安い助教授、助手が、いつまでも、講座制があるために、その講座を持たないから教授になれない、そしていつまでも万年助教授や万年助手で、日本の学問研究に一番支障を来しておるのだ、講座制は、何もやらない、もうすでに学問的な熱情のさめた老教授の救済の場所になつておるのだ、こういうことを聞いておるのです。そればかりではなく、そういうことによつて、いわゆる地方大学が研究費も半分、教授、助教授、助手の定員も半分、しかも欠員だ、そして不幸不満を言つておる原因は、講座制と学科制の区別があるからだ、こういうふう聞いて、これは大へなことだと思つておつたのです、今の局長はそういうことを理解されないで答弁されておるのではないですか。

○小林政府委員 御承知のように、講座制は学問の専攻分野の一つの研究単

位でございます。ただし施設の面につきましましては、これは講座制の大学であるからどう、あるいは学科目制の新制大学であるからどう、そういう区別はいたしておらぬと思ひます。それよりも、むしろ先ほどお話のございましたような、たとえば理科系でいえば実験室等火災の危険のあるもの、またそれ以外にもいろいろやはり耐震耐火構造でなければどうしても行なえないようなもの、あるいは特殊の構造を有するものにつきましましては、新旧の大学を問わず、同じような単価でやつておる間に、いわゆる旧制大学、新制大学との間に、予算単価あるいは全体の計画についての差等を設けるといふようなことは従来いたしておらなかつたと思ひます。

○小林政府委員 先ほど申しましたように、スタートの昭和二十四年当時の経過では、大體旧制大学には大学院がございまして、そういうことで旧制大学イコールその意味での大学院を持つ大学ということであつたわけでございます。

○小林政府委員 大学における講座制または学科目制ということにつきましては、発足後いろいろ文部省の協議会等でも研究をいたしました、両者があつてよろしいということになつておりまして、大学設置基準等でも、講座制または学科目制ということと両方を認めておるようなわけでございます。ただいま御指摘のございました講座制に対する批判というものもあるかも知れませんが、私どもとしては、これが何と申しますか、大学教育の改善上絶対に致命的な悪いものであるというふうには受け取つておりません。中央教育審議会等でも、この点につい

位と申しますか、いわば一種の研究室的なものを含んでおるわけでございます。これが単位になって教育の面も担当するということでございます。従って、筆頭の教授のほかに、助教授、講師、助手というものを含んで一団となっておる形であります。ただいまのお尋ねは、その頭になる教授がいわゆる老朽教授であつて何もしない、そのために、その下に属しているところの助教授とか助手が、非常に新進気鋭の人であつても上に上がるのができないというような御趣旨のお尋ねでございますけれども、私は必ずしもそういう事態ではないと思ひます。確かに学問研究の点からいいますと、新たな発見と見えても御年配の方には、そういう事態はなかなか現実の問題として少ないことかもしれませんけれども、現にやはり経験上いろいろなものを工夫研究されておられるところもございまして、またその工夫経験に基づいて後進の助教授、助手の指導をなさるということも、講座担当の教授の一つの非常に大きな職務でもあると思ひます。ことに人文社会系におきましては、やはりそういうことが強いられるのではないかとと思ひますので、従つて、ただいまお尋ねの、五十、六十をこえて何もしない老朽教授の救済策であるというふうなことは、必ずしも当たらないのではないかとと思ひます。

○山中(吾)委員 もう少し調べていただいて、研究すべき問題もあると思うのです。こういうことも聞いておるのです。先進国、ヨーロッパにしても、アメリカにしても、ソ連にしても、共同研究をしないと、今のようない科学の

進歩に対しては、個人々々が封鎖的に一つの講座の中に閉じこもつて研究しても追いつかない。それで各関係のつまり富士のすそ野のようにいろいろの関係の研究を積み重ねて共同研究をしないと、もう世界的な科学の進歩に追いつかない。ところが講座制があるために、そこへ閉じこもつて、横の研究の連絡、共同研究ができないということも聞いておる。もつと内容的に検討されるべき問題があるのじゃないですか。局長の御答弁では別にそれを特に調べられていないのではないかと、欠点を十分につかんでいないのじゃないかと思ひます。どうですか。

○小林政府委員 ただいま御指摘のようないわゆる共同研究の面につきましても、現在の講座制ではそれが必ずしも十分に行ない得る形ではないかもしれませんが、たとえばいわゆる研究のテーマごとの総合的な研究、各大学を通ずる、あるいは国公立を通ずるような総合的な研究について科学研究費を出す。あるいは、たとえばある研究所の中のいろいろな部門がございまして、全体に関するような基幹的な研究についても、これは科学研究費を出すというふうな制度を従来からやつておりました。効果を上げております。なお、たとえばこれも御承知かも知れませんが、ある大学の助教授、助手の人がその職場を離れて一年ないし二年の間、よその大学に行つて共同研究をやるというふうな場合、流動研究員の制度についても、従来からこれを実施いたしております。それらと講座制と相待つて、共同研究にもそれと大きな支障がな

く、私はやつていけるのではないかとと思ひますが、しかしただいま御指摘のようないことがございまして、さらに文部省としてもこの講座の問題も取り上げて研究してみたいと思ひます。

○山中(吾)委員 関係者を呼んで真相を調べていただきたいと思ひます。できればここにそういう大学関係の参考人と呼んでくれれば、文教委員の人もみなわかつておる。何か法案を早く上げたいと思つておるからあえて言ひませんが、これは一度そういう機会をつくらなければいかぬと思ひます。

それからさらに、私の耳に入つておるのには、講座制のために主任新教授が昔の封建的な権威が高まつて、そして教授、助教授、助手の関係というものが、真理を追求する人間関係でなしに、権威的な関係になつて、教授の学説に反する研究発表をする、学位はくれない。そのためにその教授に出さないうで他の大学に論文を出しておつて、学位を三年もおくれとつたとか、とにかく講座制という日本の習慣の中に弊害がたくさんできておると聞いておるのです。それで日本の国内においてはその下における助教授、助手の書いた論文はその人の名前だけでも、国際的な学会に発表するときは、助教授の書いた論文を主任教授の名前で出す。著作権侵害だ。そういうふうなことはたくさんはないと思ひますけれども、そういう弊害が積み重なつてきておるとすれば、私はメスを入れなければならぬじゃないか。大学の振興というのにはそういうことを考えないと振興にならないと思ひますので申し上げておるのですが、次官いかがですか。

○田中(啓)政府委員 大学局長は、現状のごとくで、すぐ現状をどう変更するといふ案はございませんという程度でございまして、さう思ひます。そこで、私は一つ感想を述べようなことになろうかと思ひますが、何分にも新米でございますからごかんべんを願ひたいと思ひますが、実は、考査的な教授がおられるというふうな話は、いふん私どもの学生時代からあつて、ここにおいでの方でも大部分大

○山中(吾)委員 私も「学者の森」を読んでおります。そして具体的に助教授の意見をさらに聞いてみると、そのなで、こういう点についてこれはそのまま捨てておけないという実感があ

るので聞いている。ただ一つの講座制の存在の理由は何かと聞いてみると、経済界あたりから直接現実に必要な実科というものを要求してくる。電気科を置く、工学部を置く……。しかし古典文学の研究とか、そういう現実の当面の要求ではないが、学問としては古代文化の研究とかいうふうなものは、そういう現実の要請にかかわらず残さなければならぬ。それは講座制があるために実は残せるのだ。講座制がなくなつて、学科制になると、わけのわからぬ、真理というもののについて敬意を表しないような事業家だとかそういう者から、これをつくつて、こういうものは要らぬから廃止しろという近視眼的なものがあつて、基礎的な大事なものまで削られていく、それを守る城壁にしかならぬ。それならば、良識のある文部省が単に経済界とか今のよう

○田中(啓)政府委員 実は私はそこまでもまだ意見と申しますが見解は立ちませんので、実は「学者の森」の中で、今の一見、世に用のないような大切な学問というものが保存されるというふうなことが書いてあつたやに私も記憶しておるのでございまして、そういうこともあるかと実は思つたことなのであります。そこで文部省をさしつかりしておればというお話でございしますが、なかなか現状これもそれはどしどしつかりしていかうか、これはやはり国会と一緒になつてしつか

りしないと、今日の政治体制でありま
すから、なかなかむずかしいと私は思
うのでございまして、さりとて今お話
しになりましたような欠点というものは
決して黙って看過しておつてよろし
いものと思われませんか、一つよく
調査もし、研究もいたすように文部省
としては心がけたというように思つ
ております。

○山中(吾)委員 さらに根本的に、講
座制を今維持している理由は、学科制
と講座制という二本のうちのひとつと
いうことが必ず大学の格差をつくる。
これはもう地方大学の原動力なんです
な。学科制の方は、定員、研究費その
他をだんだんと少なくする理由になつ
てきているのだ。どんなに理屈を言つ
ても、二本立にしないで一本にしなけれ
ばならぬのじゃないか、講座制のいい
ところをとるのは、もっと研究してや
るのもいいことだけれども、いわゆる
学科制と講座制を一つにして統一した
ものを結論としてお出しになる必要が
ある、こう私は思うので申し上げてい
るので、その点感想を一つ伺いたい。

○田中(啓)政府委員 実は私も講座制
と学科制はどう違うのだと言つて、
今から四カ月前に五カ月前に大学局長
に聞いたことを覚えておるわけであり
ますが、結局定員の違い、研究費の違
い、施設はあまり変わりはないという
ような私記憶でございます。それ以外
は違わないので、そこで、一講座なり
一学科目というものに必ずこれだけの
教授が要る、必ずこれだけの助教授が
要る、講師が要る、助手が要る、しか
もそれはまことに画一的でございます
。実はこれも感想でございますが、
そのときに私は一体そういうものであ

ろうかという感想を持ったのを覚えて
おります。今もそう思つております。
そういうわけで、これはなかなか今こ
こですぐ方針なり見解なりを明確に述
べる用意がございませんが、こういう
ところで当然大いに論議をしていただ
くのは私は非常にけっこうだと思つた
のであります。結局は国民全体の良識が
こつた一つの制度になつていかなけれ
ばならぬし、大学というところはそう
いう偉い方がたくさんおられるところ
でありますから、それと国会、文部省
が一緒になつて論議をしたならばいい
結論が出るであらう、こう私は思つて
おりますので、看過はしないで、一つ
そういうことで進めたいと思つ次第で
ございます。

○山中(吾)委員 だから、講座制と学
科制のために新制大学と旧制大学と
か、地方大学とかいう区別をしない
で、講座制大学、学科制大学と区別し
た方がむしろ実態に合つていゝとい
うことを言つておる人もあるわけだ
。そして見ておると、研究費が年々学
科制の方が少なくなつてゐる、それは
事実ですか。これは鹿児島大学の学
長さんが「学者の森」の中で言つてい
る。これは新聞に載つておるからうそ
じゃないだらうと思つたのですが、研
究費を見ますとだんだん少なくなつて
おる。そこでたとえば「新制大学発
足当時の昭和二十五年の予算では、
古い大学と新しい大学の研究費は大
差はなかったのですが、五年後の三十
年には二分の一、本年度では三分の一
になつてゐる。本年度というのは三
十七年でございます。三分の一になつ
ておるのだから、三分の一になつてお
る。その三分の一になつておるのだから、
制という美名に隠れて現在の文部省の

方針は、いわゆる上級大学、下級大学と
いうように分けようという魂胆がある
のだ、陰謀があるのだと思つた。こと
に十数年地方大学は各地域と密着をし
て、それは各地域の県民というものは
新制大学に期待して、地域の問題を大
学に委託する、地方開発というものと
地方大学は密着して、これへの期待は
非常に大きいので、この大学を充実す
るということが、私は日本の発展の根
幹になるのじゃないかというふうに
思つておるのです。ところが考えてみ
ると、そのガンはどういふところか
。みまても、どうも講座制と学科制の区
別にある、その区別しておるというこ
とが、年々こういうふうになりつゝ
。ど研究費が違つていゝかたつたとい
う。数年のうちに、一方は三分の一だ
といふに至つては、ただの所感、感想
だけでは文部次官におさまらぬと思
うのですが、その真相を一つ明らかに
していただきたい。

○小林政府委員 教育研究費につきま
しては、私どもの要求には達しませ
んけれども、しかし年々相当額の増加を
見ておるわけでございます。ただこれ
の配分と申しますと、計算の単価を
とつてみますと、講座制と学科制、そ
れぞれもちろん増加はしております
が、その間に特に講座制に重点を置
いて学科制の方はそれほど引き上げ
ないというふうな事実はいくつかござ
います。御承知のように、講座制は先
ほど米お答えしておりますように、教
授だけでございます。助教授、助
手、これがあわせて使う講座制の研
究費でございます。と同時に、また大
学院の学生に対する教育研究等のため
に現在では使つてゐる研究費ござい

ますので、講座制の研究費が学科制
に比べて高くなつておることは私は当
然のことだと思つてゐます。もちろん、講
座制というものを将来検討の結果全く
やめてしまつて、すべての大学を学科
目制にするということになりまされ
ば、おそろく単価としては大体にお
いて地ならしされてくると思つてゐ
ます。しかし先ほど米お答えしてござ
いますように、いわゆる講座制の大学に
は大学院がありまして、大学院の研究
科における教育研究のための研究費
というものは別途組まなければならぬ
といふことになりまされば、当然
。初お答え申し上げましたように、講
座制と学科制と学科制の比率が、た
とえば教授なら教授あたりをとりま
して、逐次開いていくというふうなこ
とは全くございせん。

○山中(吾)委員 これにはそういう
うに書いてあるから、あるいは大学院
の研究費と一緒にしておるからか
。から、それを明確に一つ出して下さ
い。配分の結果大学院に幾ら、それで
学科制の研究費幾ら、従つて講座制
と学科制なるがゆゑに研究費が三分
の一にだんだん格差がついてきてお
るのじゃないのだ、その比率は同じ
なんだけれど、それをわれわれがわか
るようになつていただきたい。そうし
てもわからないのです。

○小林政府委員 先ほど申しましたよ
うに、講座制の大学ではあわせて大
学院の研究費にもこれを使つておる
といふことございまして、その配分が
大学院の部分は幾ら、あるいは学部
の部分が幾らというふうなことは、
始めは現在立てておりません。従つ
て大学院の部分が講座制の研究費の
全体のうちでどれだけに当たるという
ことはちよつと私は出しにくいと思
つております。

○山中(吾)委員 それを明確にしてや
らないと、一生懸命に勉強しておる
なかのすぐれた教授、助教授は不平
満が出るのです。それは明確にさ
べきじゃないですか。今までの
。これからでも検討されないと、そ
こに一つの地方大学についての不平
満といふものが出て、劣等感も一
部持つてきますし、学問の研究意欲
もなくなる。もっと希望を持つて
愉快にやれるようにしてやるとい
うためには、研究費のうちのこれは
大学院分だ、これは大学の研究の分
だといふくらいは出すべきではない
でしょうか。そういうこととて来
てゐるからだんだんと差別をして
いくようになるので、基本方針が
。ほんとうに同じように考へてお
るのなら、私は明確にすると思
ふべきだと思つてゐます。技術的
にできないのですか。

○小林政府委員 大学院の将来のあり
方につきましては、現在のものと変
えて、たとえば施設につきましても
設備につきましても、また教官につ
いても学部とは全然別個のそ
ういふ大学院の特異の施設設備、
教官設備をするといふことになり
ますれば、その点は私ははつきり
すると思つてゐますが、現状では
、急速にそこへ持つていくとい
ふことは将来検討を要しますし、
また実現も、私は簡単にできるこ
とではないと思つております。中央
教育審議会では、ある程度必要
なものについては、たとえば設備
とか教官についても、考へる方
がいろいろある趣旨

のことは言っておりまされども、すべてはつきり、学部と大学院とを分けてしまふところまではいっておりません。この研究費につきましても、御承知のように博士課程、修士課程それぞれございまして、この研究費を大学院と学部とはつきり使用部分を分けてしまふということは、現状では困難だと思ひます。ただ、たとえば学生経費につきましても、これは学生のそれぞれの所属する研究科に従つて博士課程、修士課程、また学部というこゝとで分けることは可能かと思ひます。それが、それらにいたしましても、たとえば一つの設備を博士課程の者も使ひ、修士課程の者も使ひ、また学部の学生も使ふということになりますと、その設備費のうちの使用部分をどれだけに判定するかというところは、相当困難な問題だと思つております。

○山中(吾)委員 どうも私わからないのです。その点は非常に技術的に困難だというのは、まだ納得できないのですが、大学院の学生を指導することをかねた、いわゆる教授ですか、その教授一人幾らという研究費をあげられるわけですか。どういふき方になつておるのですか。いわゆる大学の学生の指導をかねた教授には三倍研究費をやる、そうでない大学の教授には三分の一だ、こういうことなんですか、それと分けるのですか。

○小林政府委員 講座制と申しますのは、その講座に属する教授、助教授、助手、これは非実験、実験、臨床それぞれ違ひますけれども、その一団となつてゐる教員組織の研究費として配られておるものでございまして、従つて、その中で教授の持ち分は幾ら、助

教授の持ち分は幾らというふうにはつきり算定されておるものではございません。そういった仕組みでの教員研究費でございまして、その研究費を使う場合に、大学院をとつてみますと、研究科の博士課程の学生の教育にも使ひますし、それから修士課程のものにも使ひます。また学部の学生の指導にもこれを使うわけでございまして、従つて、教授の単価が幾らとか、あるいは助手の単価が幾らということ、講座制については割り出すということ、私は不可能なことだと思つております。

○山中(吾)委員 ざばりとお聞きしますが、一つの講座に対して、研究費は幾ら、学科目制の特殊の学科には幾ら、これは言えるわけですね。それの一つ。

○小林政府委員 三十八年度の、私も今回の予算で御審議を願つております数字を申し上げますと、講座制につきましても、非実験では六十五万三千七百円、それから実験が二百五十七万九千四百円、臨床の方は二百七十九万八千八百円、こういうことになつております。それから学科目制の方で参りますと、非実験では教授が十四万八千七百円、助教授が八万二千二百円、助手が四万五千円、それから実験関係では、教授が四十九万四千円、助教授が二十九万八千二百円、助手が八万一千六百円、大体そういうふうになつております。学課目制の方では、臨床関係はございせん。

○小林政府委員 分けてゐるというのは、積算単価がどのように分れてゐるということでございます。学校に対しては、教授の定数、助教授の定数というところで、定数に応じて一括予算を配付するわけでございまして、でございますから、ただいま申しました数字で申しますと、非実験関係について見ますと、これは御承知のように、教授一、助教授一、助手一ということをやつておりますから、講座制の非実験六十五万三千七百円に對しまして、学科目制では十四万八千七百円と、八万二千二百円と、四万五千円を合算しました二十七万五千九百円が相当するということにならうと思ひます。

○山中(吾)委員 大体半分以下ですね。そして一方は教授、助教授で単価を出して、片一方は講座制にして基準をそういうふうにするものですか、それ、われわれしるうと聞いて、どこに不公平があるかわけがわからないやうな予算の出方されてゐるやうな感じがするのですが、その教授の研究費ぐらひは、私はそんな差別を、少なくとも二分の一以下のようなことをすべきではない。これは教育費じやなくて研究費制でしよう、だからその人の研究テーマというものに基つて考えるべきであつて、講座制、そうでないということも、分け方の中に何か不合理があるのじやないか。その疑問はどし通していくというの中に、私はきつと最後には、大学というもののついで、しまひには、この積み重ねた矛盾を学校制度の中で解決しようとして、上級、下級と大学の区別をしていくというふうなところへいつてしまふのじやないか。それを私はおそれるので申し上げたのでございまして、少なくとも研究費は同じにするという方向に、ぜひ方針を切りかえていただきたいと思ひます。今すぐということじやないが、この希望だけ申し上げておきます。

○杉江政府委員 国立文教施設の整備につきては、三十六年度から五カ年計画によつて予算を要求し、またその実施をいたしております。五カ年計画は、全体で九十七万二千坪を整備するといふ計画でございまして、その総経費は九百八十三億円でございまして、それを五カ年計画で実施したいといふことで要求して参りましたが、なかなかその計画通りの予算は獲得できておりません。第一年度でありました三十六年度においては、八万六千坪、七十一億円の予算を獲得いたしてございまして、これは全体計画の九割でございまして、三十七年度は十三万七千坪、百三十一億円の予算を獲得しております。これが全体計画の一四割に相当いたします。三十八年度におきましては十八万一千坪、百八十七億円の予算を計上いたしております。これは全体計画の一九割に相当いたします。そこで三十八年度を含めまして整備できます坪数は、四十一万四千坪、総経費にして三百八十九億円になります。これは全体計画の四二割に相当いたします。五カ年計画のうち、三カ年で四二割が実施できる、こういう結果になつておりますが、必要に比較して予算の少ないことを残念に思ひますけれども、今後なおこの計画の実現に努力したいと考えます。

それから木造部分がどの程度あるかという御質問があつたやうであります。が、昨年五月一日現在におきまして、国立文教施設の現有坪数は二百九十九万坪でございまして、そのうち百三十万坪が木造でございまして、その比率は約六割でございまして、

ところで、図書館についてはどうかといふことでありますが、図書館につきましても、現在図書館の現有坪数は六万六千坪でございまして、そのうち木造部分が一万九千坪でありまして、三〇%が木造であります。これは全体の木造の比率よりも良好の状態にありまして、このように木造が非常に多いといふことは、今後改善すべき点でございまして、今後の新しい施設の設置はたゞいまのところ全部鉄筋で実施いたして参りますので、この計画の進行に伴つて鉄筋部分が多くなつて改善されることにならうと思ひます。以上でございまして。

○山中(吾)委員 あとでその計画をもたえまうか。

○杉江政府委員 別に冊子でまとめたものがございまして、それを差し上げたいと思ひます。

○山中(吾)委員 先ほど大学局長から、何か新しく第二次として施設充實計画を検討してゐると聞いたのです。が、その第二次の計画はあるわけですか。

○杉江政府委員 この計画は当面緊急に整備すべきものを取り上げてこのやうな計画を立てたのでございまして、今後これを種々な観点から再検討し、改善する必要があると同時に、五カ年計画後においては新しい計画を当然立

てなければならぬのでありますが、改善する点としまして、耐力度の調査を全国的にたたいま実施いたしております。これによつて相当危険建築物がふえてくると思ひますが、これは直ちに計画の改定をして参りたいと考えております。その他施設基準につきましても、現在用いております施設基準は必ずしも十分なものではありません、また各種の観点からこれを改善すべき点も見出してありますので、そのような点も検討して改善して参りたい、かように考えております。

○山中(吾)委員 そうすると、今の計画は特に緊急に必要なもののだけの計画で、大学として当然必要な設備としては、この計画が完成すると本格的に乗り上げて新しい年次計画を立てるのだ、こういうことですね。

○杉江政府委員 その通りでございます。

○山中(吾)委員 図書館とかあつたもののについては、鉄筋とか何かしない、火災があればそれまでだということですから、そういうことについてもっと全面的に推進しなければならぬのじゃないか。これは国立高専とか新しい施設が一方に出ておるから、こういう施設の実施計画がだんだんそれによつて圧迫をされてしお寄せを受けるという心配があるかないかということを見きわめたいので、質問をしているわけですが。文部省の計画の中で、既設の大学が老朽校舎のままになっておるということとは、やがて学校制度そのものに影響を与えるということになるのじゃないかと思ひます。私は、これは強力に推進すべきだと思ひます。そうして、大学関係の施設、設備計画というものはあまりわれわれ触れていないものですから、六・三制の施設計画は非常に親和性があつてこれには入つておるけれども、大学の方は忘れられておる。それから積極的にそういう資料を出していただきたい。そういうふうに思ひますのでお願いしておるわけですが。

それから図書館費ですが、大学の図書費というのは非常に少なく、そして地方の寄附などほとんど主として篤志家の寄附で図書を購置しておる状態である。図書がなくては研究は——ことに文獻を中心とする研究はできないのですから、そういう意味で、文部省の大学における図書の基準があるはずですが、各地方の大学の実際はその基準からどの程度のものになっておるのか。

○小林政府委員 実は国立大学の図書基準につきましては、一応昭和二十八年に立てた基準がございます。この基準自体について、もう相当年術を経ているから、これを改定してすべしという御要望がございますけれども、現状を申しますと、中には陥没しておるものもあるかも知れませんが、一応は、十年前の基準でございますが、基準には到達しておる状況でございます。

○山中(吾)委員 それは幾らですか。

○小林政府委員 たとえば文学部で申しますと、図書の冊数は八千冊以上、それから学術雑誌の種類は三十種類以上。法学部で申しますと図書の冊数は一万冊以上で、学術雑誌の種類は五十以上というふうに一応規定してございます。

○山中(吾)委員 基準には全部達しておるとおっしゃつたのですが、間違いないですか。

○小林政府委員 認可する際に一応そういう基準で認可しておりますし、これに国立大学ではその後図書購入費を計上して、満足な状況ではございませんが、年々充実をして参つておりますので、この基準には達しておるものはないと思つております。

○山中(吾)委員 国立施設について新しく学科をつくつたりするときは、地方の寄附、敷地の寄附その他が常識になつておるわけなので、前の委員会にのときに田中次官は、文部大臣も、受益負担の思想をちらちらとほのめかしながら、これはやむを得ないということ、次官は雲隠れされた。そこで、荒木文部大臣に、私はその認識が非常に間違つておるということを強調しておいた上で、文部次官もそんな認識にやめるから確認をしておきたいと思ひますが、国立大学あるいは国立専門学校は全国から学生が集まるわけですから、たとえば次官の地元の岐阜大学を新しくつくつても、岐阜の県民とか

岐阜市の人が優先的に入るというふうなことは教育的に不可能でしょう。鹿見島から北海道からみな入つて、優秀な者が入るだけですね。そこで教育機関だけは、道路とかその他と違つて、受益負担の思想で地元で寄付させるということとは筋が通らぬのじゃないか。絶対通らない。ことに国立関係については、そういう思想でこれは地元負担は当然だというお考えでおられるから、大蔵省に対する折衝も迫力がなくなつて——もう大体与党の文部委員もみなそう思つておる。これだけは質が違つて、うううう。ほかのものと違つて、こういう地元負担の悪習は、国立の場合、どうしても教育機関から取り去るべきだ。私立のことは私はまだ言わなないのです。その地域の学生はむしろ少ない。ことに日本の学生の心理というものは、親元を離れて自由なところへ行つて下宿したいというふうな思想があるから、地元の大学へ行かないで、みなほかの大学へ行つてゐるのです。

だからお調べになると、地元の学生というものは特に多いというわけにならないのです。それを地元負担にするんではおかしいじゃないですか。それはまことによろしくないという御答弁をするならば文部次官らしいですけれども、そうでなくて同じような思想で答弁をされておるといふことはまことに遺憾で、私は事実の性格を認識しておると思ひます。それをこゝで明確に御答弁願つておきたい。

○田中(啓)政府委員 まことに迫力不足で、その点は恐縮に思つておるわけでございます。私も決して筋がどうあるべきだということを申したわけではないので、従つて地元受益負担にす

べきだという考えではもちろんございせん。筋はおっしゃる通りでございます。文部大臣もそう答えたかと私記憶しておりますが、ただ学校をつくり、その学校を整備するのに非常に急なあまり、下さるものならばもらつてもいいやうな、何でもいい、とにかく充実にしたい、こういうふうな気持は実は否定できませんので、正直に実は申し上げたやうなことでございまして、何とぞその辺で一つ御了承願ひたいと思ひます。

○山中(吾)委員 今何とおっしゃつたか、私の質問に対してごまかしたやうな答弁をなさつたやうであります。この法案は国立高専の内容の法案ですから、これは直接関係のある問題なんです。それを大蔵省その他に対して迫力のある折衝をするのには、やはり次官の思想が今のままじゃだめです。やはり国立学校の性格は、これは全国から集まるというのを前提としていかなければ、受益負担というものはその付近の飲食店ぐらゐです。学生が来るから少し売り上げが多くなる。それを県とか市町村の財政から引っぱり出すなというところはもつてのほかだと思ひます。それでなければ、大学ができたといつて地方の人は心理的にみえを感じて喜ぶ、それを悪用して寄付させるということはないかと思ひます。その辺の思想をこれからの方針の中に明確にしてくれないと、この法案は私は賛成できぬわけなんです。

○田中(啓)政府委員 思想、趣旨といふことは、もうおっしゃる通りであります。ただ迫力不足のところはまことに恐縮だと申し上げておるわけでございます。ひとつ今後とも予算とり

に大わらわで進みたいと思ひます。

○山中(吉)委員 ようやく大臣が現れたのでお聞きしておきたいと思うのですが、今国立学校設置法についての質問をしておるのではありませんが、前の質問を少しおさらいしなければならぬのですが、新しい学校をどんどんつくって、新しい学校を量の問題であつて、現在ある大学の質の問題について、並行して文部省が計画を推進しないと中身のいい学校がふえるばかりである。そういう心配をし、その角度から質問をしてきたわけでありまして。そうしてそういう角度から見ますと、地方の大学の施設設備が、いわゆる大学に値しないような現状の中で進んでおる。教授、助教授にしても研究熱は旺盛だけれども施設がない、研究費は足らない、給与も安い、そういうので能力を発揮せしめるという条件が備わっていない。こういう法案を年々お出しになつて、どんどん国立学校をおつくりになると同時に、そういう地方の既設の大学の施設設備の充実、研究費の充実というものの具体的な計画を並行してお出しにならなければ、われわれはこの法の裏にひそむ欠陥を明確に把握しないで審議をしてしまうので、そういうことを質問をしておつたのであります。各担当の局長からある程度の計画は説明を受けたのでありますけれども、非常に微温的であると思つてあります。それから充実の速度が非常にのろい、そういう点について文部大臣は、こういう新しい学校を設置されると同時に内容の充実についてどういうお考えを持っておられるのか、それをお聞きしておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 今の御質問の御趣旨は私もわかるような気がします。と同時に御質問の趣旨にぴったり合うような将来の鳥瞰図的なものがあるかとなれば、率直にいつて具体性を持たないものではないと思ひます。むしろこれは考えなうと思ひます。むしろこれは考えなければならぬと思ひますけれども、現実が御案内のごとく既設の大学でみずからの発意で学部の新設、学科の新設、増設等あるいは研究設備の充実等につきまして申し出て、その申し出に応じて文部省でそれを受けとめて予算措置を講ずるものは予算折衝をするというふうな形で従来やつておるわけでありまして。これは一面大学の自治だ何だという概念的なものは従来からの慣習にもよることとは思ひますけれども、何さま受け身の状態で努力をせざるを得ないという従来のやり方からいきますと、かりに文部省にある計画なり見通しがあつたといつたとしても、それを実現するのはなかなか実際問題としては容易でないといふことが、理屈抜きの問題ですけれども、気分的なことでもございまして。そういうことでございまして、何がなし物足りないような気持は私自身もしないではないわけでありまして、さりとてどういふうにしようかという案は必ずしも立ちません。要は各大学が従来のやり方だといつたとしても、自主的に前向きに十分な検討を経て、積極的に文部省と協力して充実していくという意欲をさうにかき立ててもらいたい。それと相應じて私どもも努力していくというやり方が現実的な当面の心がまえかと思ひます。今日まで私自身はそういう気持で参つたのですけれども、今後は

もつと大学側との緊密な連携のもとに、できることならば将来の見通しもある程度持ちながら、その第一次計画的なものを着手するというふうな考え方が実現できないかどうかという気持はございまして、そういう考え方もさらに推進しながら従事していきたいと思ひます。余談になつておそれ入りますが、つい先日ですが、大学の図書館長諸君と懇談会を持ちました。聞けば、国立大学の図書館長という立場の人と、いわば面と向かつてともに相談しながら今後いかにあるべきかを話し合つたといふのは今まで例がなかつたのだといつておるくらいであります。これはまあどうも手前遠慮している結果があつたろうと思ひますが、だから、そういうことではいけないので、何も文部省は大学の敵じゃないはずだから、一緒になつて一つやろうじやありませんかというお話をしましたら、非常に館長さんたちもが意を得たりといふような気持のようでもございまして。たとえばそういうふうな立場からの、ともに協力しながら、密着しながら前進していくという態勢は、きわめて通俗なことにとどまりますけれども、従来なされていなかったとすれば、それを通じても今の御質問の趣旨に沿う道が開けていくんじゃないか、文部省をあげまして、今政務次官の結論のごとく、一生懸命努力したいと思ひます。

大臣、あまり知らないで——打ち合わせしておきなさい。全然違うのです。どういふことなんですか。

○荒木国務大臣 たとえば所得倍増という政治目標を立てまして、それに対して理工系の学部、学科等を通じての科学技術者の養成というものが一種の政治目標から現れてきた場合に、それに應ずる量的な、あるいは質も含みましようけれども、それをどうするかといふこととしましては、すでに御案内の通りこの数年やつてきております。ただ先刻の御質問は、具体的な計画の目標以外に、およそ学問の研究、人文、社会、自然を含めまして、大学教育、あるいは大学における研究をいかにあらためたいかという角度から考へたことがあるかという御質問かと思ひまして、先刻のように申し上げました。科学技術者養成につきましては、すでに万々御案内の通りでありまして、そういう国のできることと申しましようか、特殊のものについての案は一応持ちながら進んできたことは事実でございます。

○山中(吉)委員 文部省で国立研究施設の充実計画五カ年計画を立てて今年でこまで到達をしておる、四〇％という説明を受けたので、その施設というものはもつと強固に推進せねばいかぬという——大臣知らないで所得倍増の話、全然見当が違つたのです。そこで、その計画をもつと強固に推進をして新しい学校をつくると同時に、既設設備を充実するように努力してもらいたいという意味合いで、そういう計画はあるというわけなんですけれども、実際はその計画自体が実は最低の計画であつて、大学の研究に値する施設の

充実にはならない。しかもスピードが非常にのろいんだ、新しい計画をまた立てようとしておるの、そういう計画を具体的に国会に出さないと、六・三関係はわれわれは認識があつても、その関係は薄いから、出してはもつと強力に進むという決意をお示しにならないと、この法案についてはわれわれは快く賛成することができない、こういうことなんです。文部大臣の今のお話ですます賛成できなくなるのです。それを一つもう少し……。

○荒木国務大臣 大学の施設、設備、特に施設について申せば、木造があつて危険でしょうがない、老朽校舎があるといふのがごとき角度からの近代建築の、びくともしないようなものに置きかえていつて研究成果をあげていかなければならぬ、あるいは研究設備それ自体が陳腐だからもつと斬新なものに大学の要望に応じて整備していかなくてはならぬ、そういうことは当然のことでありまして、政府委員から御説明しましたような目安を立てながら、毎年々々及ばずながらの努力を積み重ねていることは確かでございます。ただ先ほど申し上げましたことにまた返るようでおそれ入りますが、ただ新しい大学、新しい学部等のお話もし含めてあるとするならば、それについては将来の鳥瞰図的なもの、見通し的なものは、なかなか簡単には困難だといふことを率直に申し上げることにとどまるわけでございます。話題がさういふ点でございまして、政府委員が申し上げました通りのことを一つ一生懸命努力して参りたいと思ひます。

○山中(吉)委員 この機会にあつて一つ局長から事情を聴取していただき

○山中(吾)委員 というと、この審議はこれで打ち切るといふのが一番筋が通つておるわけですが、そういう一番大事なことが方針になくて、新しく大学院を設置する学校の審議をしたり何かしなければなりませんので、まことに遺憾だと思ふのですが、事実ないといふ

なれば、ないからけしからぬというだけで終わりになってくる。次の機会に責任を持って明確にされることを私は文部省に要求したいと思ひます。

さらに、教養部ですが、この法案の中に、数個の学部を設けておる国立大学には「教養部を置く」ということを第三條の二項に掲げておる。そうすると、国立大学で教養部を持つておるものは、教養部を一律的に置かなければならぬ、こういう趣旨の規定だと思ひますが、間違ひありませんか。

○小林政府委員 法案でござんいただきますように、「文部省令で定める数個の学部を置く国立大学に」というふうに規定してござんいます。従つて、全部の国立大学に今直ちに教養部を置くという考えではござんいません。前回にも申し上げましたが、そういう考えで、一般教養を一括して行なうような大学について、文部省令で定めまして、その大学に教養部を置くという形になります。

○山中(吾)委員 それは「文部省令で定める数個の学部」じゃなくて、文部省令で定める国立大学につながるわけですね。

○小林政府委員 さようでござんいます。

○山中(吾)委員 省令に委任をしておつて、いわば実質上教養部を置くことが出来るという意味になるわけですね。それはちよつとおかしくないですか。

○小林政府委員 御承知のように国立学校設置法は各国立大学を通ずる設置法でござんいます。全国七十二の大学の設置の根拠を規定しておる法律でござんいます。従つて設置の根拠としてこ

ういう「教養部を置く」というような言い切りをいたしておりまして、その中身はただいま申しましたように、文部省令で定める国立大学にということでございます。ほかにもこういうような事例で法案を書いているところはござんいます。

○山中(吾)委員 そうすると、基本的には一律的に教養部を置くという方針ではない、事情に応じて教養部を置かないで、数個の大学を共通した教養部だけの共同教育ですか、そういうふうなことも考えておられるということですか。

○小林政府委員 沿革的に国立大学の中でも一般教育のあり方につきましてはいろいろの形がござんいます。ある特定の学部で全体の学生の一般教育を引き受けてやつておるといふような形のものもござんいます。また各学部の先生方から委員を出しまして、いわゆる共同連絡委員会というふうな形のものも責任を負つておるといふようなやり方のももござんいます。しかし国立大学の中にはぜひこういう教養部というものに組織をして、これで責任を持つてやるようにしてもらいたい、その教養部については法制化してもらいたいというふうな強い要望もござんいます。私もいろいろ研究をいたしました結果、そういう形をやりたい、あるいは従来もやつておる、なお、ぜひそういう教養部の形で一般教育を実施したいというものについては、その設置の根拠を今回の法律改正でやらしていただきたい、かように考えておるわけでございます。

○山中(吾)委員 基本的な方針は、あるいは数個の大学の教養部だけを一つ

の独立の教養部大学——というか知りませんが、置いて、これは昔の旧制高校のようになるかも知れませんが、そこで総合的に教育をしてやつて、そして各大学の専門コースに入れていくということがあるのか、各大学ごとに教養部があつて、そしてその中で学部を分けるのがあるのか、そういうことの御検討をされておられますか。意見があれば一つ発表してもらいたい。

○小林政府委員 先ほど申しましたように実はいろいろの形でやつておるわけでございますが、中教審の審議の過程でもこの一般教育のあり方についてはいろいろ検討されました。また国立大学の一般教育の責任者のお集まりでもいろいろ検討されたわけでございますが、大部分の方はこの教養部的なものを進めるのが一番いいだろうというところに一応なつております。そういう趣旨の要望書と申しますか、陳情書も文部省の方に出ております。ただ外国の事例等を見ますと、やはりいろいろの形がござんいます。これだければならぬのだといつて、今各国立大学に一つの組織を強制しなければならぬという段階ではなからうと思ひます。やはりそれぞれの大学で十分検討をされて大学の意思を統一され

て、教養部で行きたいということについてはそれを認めるということではないのではありませんかと思つております。

○山中(吾)委員 まだ確定的な方針がきまつていないように聞いております。私も長短いづれかというところはわからぬのですが、その辺を明確にいつかの機会に一つ表示していただきたいと思います。しろうといひますか。

○小林政府委員 いや、文部省令で定

めら「国立大学に、教養部を置く。」という形でござんいます。

○山中(吾)委員 それならば、置くことが出来るというふうになされた方がわかりやすい。これは表現の問題です。何か法律を審議する方からいふとばかにされたようなことになるわけだ。「置く」と書いておいて、説明を聞くと、実は政令で指定するのだから置かなくてもいいという実態になるのだから、こういう法律の規定の仕方というものは、実質的に考えてわれわれの受け取る方からいふとばかにされたようなことになるのです。

○小林政府委員 同じ国立学校設置法の現行法でござんいます。教育研究施設にいたつてもこの法律で同じような書き方をいたしております。

○山中(吾)委員 研究所の場合は大体常識的に、置くことができるというように頭に入るわけですね。しかし教養部というのは、教養コースがなければ制度上専門コースに行けないような仕組みですから、だから教養部というものはわれわれの常識では置かなければならぬといふふうに入つてきますね。その点政令、省令で定めるということを上書きすることによって、結局教養部は置かなくてもいいんだという実態にこの法律がなつていゝものですか、ちよつと読んだときに奇異な感じがして、なるたけしろうとにわからないうちに表現をされておるといふ感じがしたので、ついでに申し上げたのです。

まだ大学制度についてはいろいろ御質問申し上げることはたくさんあるのですが、一応私の質問はこれで終わります。

法律を読む立場から言いますと、この文章を見ると「教養部を置く」という義務的設置にどうしても受け取れるわけですが、こういうあいまいな表現をされないで、置くことができるというふうにして、われわれが誤解しないように直されたらどうですか。普通に読みますと、これは数個の学部を有する国立大学は教養部を置かなければならぬと自然にとれますよ。わけがわからぬのではなくて、わけはわかつてゐるのだが、誤読しやすい文章だと思ふのですが、おそらくほかの委員も、これはずつと読むと、ああ教養部を置かなければならぬということだと受け取つてゐると思ふのです。そうして、今ちよつと説明を聞くと、省令でしてゐる。そうしたら現実には教養部を置くことが出来るという実態になるのじゃないですか。どうも法律に少し文句をつけたくなるのですが、ほかに例があるというのはどういうのですか。

○小林政府委員 いろいろと書き方はあると思ひますが、この設置法は、先ほど申しましたように七十二の大学のそれぞれの大学設置法を合体した形のものでござんいますので、法制意見の当局の方も断定的に「置く」とすべきであるという御見解でござんいます。一般的に設置の根拠でなしに、「置く」としておいて、その指定を政令または省令でやるというものが最も適當であるという見解に立つてこいう形にいたしておるのでございます。

○山中(吾)委員 法律は「置く」としておいて、そうして政令で置かなくてもいいように措置するわけでしょう。実態はそうなるのだ。

○小林政府委員 いや、文部省令で定

も申し上げた通りの歩き方できており
ますので、量も質ともにふえようか
と思います。計画的にどうするかと
いう課題としてはあまり現実問題とし

て取り上げかねるのが現状だと存じます。さりとて人文社会がどうでもよいということではないことは、先刻大学局長からも申し上げた通りでございます。これこそ当該大学からの申し出に應じまして、文部省ともども予算措置その他につきましては及ばずながら努力はして参つてきております。どうやらこれで一応いいのじゃないかという感じでございますが、さらに前向きな姿勢でもって大学ともども検討して充実していくべき問題であることは、むしろその通りに心得ております。

○小林(信)委員 だいふ問題がはずれできちゃっているのですが、私は学生の養成という問題、これを言っているわけじゃないのですよ。たとえば技術者養成の問題でもって、文部大臣は前の池田科学技術庁長官から十何万名ふやすべきであるのに、文部大臣がどうのこうのというような問題を持ちかけられて、政府の意見が不統一なような状態に陥ったわけです。ああいう場合に、ほんとうに科学技術者が何人要るかというようなものを研究する機関、これは政府の御用機関でなく、さりとて簡単な思いつきの研究機関ではない、常にそういうような社会のいろいろな問題について人文科学の面で、社会の面で研究するような機関は必要だと私は思うのです。そういう点で私は内容充実を考える必要があるのじゃないかということをお聞いしておるわけです。この前の技術者養成の場合に、九州大学に産業労働研究所というのがある。ほかにもあるかもしれないが、これが目につきますが、こういうところでそういう問題について資料がすぐに提供できるようなものを持つていなければ、

ば、こういう非常に社会が発展するときにはいけないと思うのです。もともと極端な例を申し上げたいと思うのですが、それは、荒木文部大臣がよく日教組の倫理綱領を取り上げて問題を起すのですが、その場合に取上げられることは、どここの大学の教授だとか学者だとかいうふうな、学者を非常に誹謗しておることを私たちは非常に耳が痛いように聞いておるわけです。これは別に私たちが何か非難を受けておるといふふうな意味でなく、日本の研究機関というふうなものが、このことを非常に残念に思うわけなんです。荒木文部大臣の見解であらう学者を誹謗すること、これは荒木さんの考えがそうなるからおから仕方がないでしょう。しかし、そういうふうなものを要当な立場で研究するような機関があれば、大臣が勝手な放言をする、あるいは日教組の方もそういう学者の意見を取り入れて倫理綱領をつくるというふうなことも、もつとお互いが自省をするような形になって、もつと文化の高い程度でもって問題を検討することができると思ふのです。そういう研究機関が、自然科学の方はほとんどふやされていくけれども、人文社会というふうな面においては考慮されておらない。そういう問題をもつと当局が考えて国立大学の設置の問題を研究しなければいかぬじゃないか。これは私が考えたものでなくて、先日日本学術会議でもってこの問題が取り上げられて、その中から出てきた意見なのです。日本のジャーナリズムというものは元来資本主義なのです。ところがムードは、このジャーナリズムが取り上げるものは、反政府的、反官僚的なもの

のを取り上げたがるわけです。そういう場合に起用されるのは、自由な考えを持つ学者が取り上げられる。初めて人文社会の学者はこういう面でも社会的な地位が獲得できる。だからそういう学者が世間に出ていくのは、そういう社会的な傾向の中で出ていく以外にないわけなんです。そうすると、これに對しまして、社会は非常に学問に恐怖を持つ、軽視をする、これが荒木文部大臣がよく示しておる事実なんです。私は一つの恐怖でもあると言いたい、あるいは軽視でもあると言いたい。そういう問題をもつと研究所というふうなもの、これを充実して——日本学術会議では例々の種目についての研究機関というふうなものではなく、もつと総合された研究機関をつくって、そういうところに政府の方でもあるいは民間でも金を出して——今一般経済界なんかはそういうふうな研究所に金を出しませんか、そういうところから金を出すがほんとうに社会のあらゆる問題を並行して進歩させるものなのである。ところが、今申しましたような傾向から、そういう学者は軽視され、軽べつされ、かえって恐怖感を与えておるといふふうなところから、出資するような者はないわけですよ。それをもつと政府が意識していかぬやな。憲法調査会あるいは何々審議会、あるいは調査会というふうなもの、あるいは調査会というふうなものがたくさんに設けられますが、私たちがこれに對して信頼感を置かぬのは、やはり御用機関的な形が多いからなのです。中教審、中教審といいますが、私はその中教審にそんな信頼感を置かない。それは当局が出す諸問に對して何かチェックをするような機関に終わっておるわけです。

もつと妥当性のある、社会的に信用の置ける研究機関、研究所というふうなものをつくる必要じゃないかと思う。これはなかなか金がかかるわけなんです。自然科学の面で膨大な金が出されておりますが、しかし人文や社会の面では本でも買つてあてがってあげられない。さっきの何十万冊というふうなものをさへ買つて置けばいいというふうなことを言われておりますが、一つの法律をつくる場合にも、私たちの想像するところでは大体その結論を先に出している。この国立学校設置法の一部改正の問題でも結論を出している。そしてこれに對していろいろ質問があるだろう、その質問に對する答弁の資料をまとめておけらうが、今文部省が立法する場合の措置だと思ふのです。人文科学というふうな面も発展させる、ほんとうに教育を充実させるというふうな見解を持つたらば、国立学校はいかにあるべきかというふうな研究部門があつていいと思ふ。それは国会にも専門調査室があります。しかしこれだつて——そう申しちゃ失礼であります、ほんとうに形だけのようないふがするのですが、そういうものがもつと充実するためにも、またこういう法律が、ほんとうに權威あるものが生まれるためにも、研究所、研究機関というふうなものを、もつと人文社会の面で充実していかなければいかぬと思ふ。そういうところから出てくるところの意向を取り上げて、そして国立学校設置法の一部改正というものも出さなければいけない。今のところ、は、どうしても役人がいろいろな資料を集め、そして自分たちの考え、あるいは社会的なちよつとした要望にこた

えて立法するというようなことが、大體常識になつておるけれども、私はそういう形ではほんとうの充実した社会というものはつくられていかぬと思ふのです。そこでこういう面をもつと重視する計画というものを、今お持ちでなければ仕方がないわけなんです。が、考えるべきじゃないかという意見を言つておきます。何かそれについて御意見があればお聞きしたいと思ふのです。文部大臣のことに触れましたが、大臣としてはどんな御見解を持っておるか、こういう面をお聞きしたいと思ふのです。今の学者誹謗の問題等は、これは私たちが国会に出て参りましたところ、吉田茂さんが南原さんを曲学阿世というふうな言葉でもって誹謗した。後世の政治家やあるいは学者がこれを批判をしてくれると思ふのです。しかし現実の問題としては、これは役に立たないわけなんです。やはりそれを役立てるのには、将来どういふふうに判断されるかというよりも、現実の問題で解決されるためには、こゝでもってやはりそういう面が充実されていかなければならぬと思ふますが、大臣なんかは、御自分が発言される場合に、それをどういふふうにお考えになつて発言されておるか、一応お聞きしたいと思ふのです。

○荒木國務大臣 人文社会の面で、研究所的なもので、学問的な立場からもつと検討されてしかるべきじゃないかというお説かと思ふますが、それは文部省でどうするといふよりも、各大学、各研究所の見識において、大学、各大学、各研究所というがごときものを置くむ意欲があるかないかということが、まず根本の問題じゃないかと思ひま

す。そういう議が起りましたときに、先刻大学術局長からも申し上げましたが、最近一、二の例も予算化されて、実施に移った事例がございまして、これが、学問の研究に関する限りにおいては、文部省みずから調査会的なものをつくってどうするか、という課題以外のことではなからうか、かように思います。立法内容そのものが権威を持ったものでなければならぬことは当然ですが、政府案がかりに未熟であつたと仮定いたしますならば、それは国会の場において、第一流の参考人をお呼びいただいて意見を聞きながら、さらに是正していただくというがごときやり方で、立法が完全な方向にたどりつくであらうことを期待するわけでありまして、私の、教師の倫理綱領批判につきましても、大学の先生の名前を引用しましたのは、執筆者であるからであります。そのことが学問研究そのこと自体でなしに、日教組の現行行動につながるから指摘しておるのでありまして、これは別にそう深い学問的な基礎がなくても、法律を説く常識がある者ならば、だれも同じ結論に到達するであらう、そういう課題だと思っております。

○小林(信)委員 もっと深く研究していただきたいのですが、一つだけ申し上げたいのは、今大臣が倫理綱領を批判する態度はそれでいいのです。しかし世の中は、なるべく文化の高度でもって論争するということを考えていかなければならぬと思うのです。そのためにはやはり大臣個人の考え、あるいは日教組の今の倫理綱領をつくる態度、日教組の方でもそういう方面の学者というものを集めて真剣に研究

しなければいけない、あるいは大臣もそういう学者グループというものをつくって、そして検討させなければいけない。そういうふうに人文社会の学者というものは、重視されておらないというのを私は言っておるのです。そして高い程度の中でもって論議することになり、今のような論争を続けることなれば、一般社会というものは、いづれが正しかということよりも、ただ社会がそういう中から出てくる教育行政と

なっている。信頼できるような論争をするというのを私は要求するわけですから、従つてそのことは、こういう研究所等を設置する場合に、ただ社会が今要求するから、自然科学だけの研究所というものを充実していくのではなく、もっと人文科学の面の研究所あるいはそれが総合された研究所というふうなものをつくって、そしていつでもいろいろな問題に対して資料が出される。そして信頼できる意見というものが出てくるというようにすることが必要じゃないか、こういうふうに申し上げておるわけですが、これはまた一般の質問のときに問題を残しておきます。

○小林(信)委員 もっと深く研究していただきたいのですが、一つだけ申し上げたいのは、今大臣が倫理綱領を批判する態度はそれでいいのです。しかし世の中は、なるべく文化の高度でもって論争するということを考えていかなければならぬと思うのです。そのためにはやはり大臣個人の考え、あるいは日教組の今の倫理綱領をつくる態度、日教組の方でもそういう方面の学者というものを集めて真剣に研究

の意図から出ておるような気がするのですが、今のような面からもこの教養部というものは、私は考えられてくるのじゃないかと思つておつたのです。が、そうじゃなかったのですか。

○小林政府委員 教養部の設置につきましては、先ほど山中委員のお尋ねにもお答えしましたように、現在までの国立大学の一般教育のあり方というものは、いろいろ形がございまして、必ずしも各学部に通ずる一般教育を包括して実施しておるということばかりではございません。一般教育をどういう形にしたいかというところにつきましても、もちろん文部省でもいろいろ研究集会その他を行なつて検討はして参りましたが、これが唯一の方法で、これ以外の方法はないんだというふうな結論には達してありません。先ほど引用いたしましたのが、中央教育審議会でも、この教養部的な行き方と同時に、連絡委員会的な行き方と二つのものを例示としてあげております。私もその例示は、それぞれの大学のあり方によつて、多少はやはりその辺に幅が出てくるのはやむを得ないと思つております。ただし、とにかくその一般教育を教養部で一括実施するということは、最も適切である。それを従来もやっておつたし、今後その形をぜひいきたい。その形で教育を充実したい。いろいろな教育的な経費も充実したいという御希望のところには教養部を設けたい、そういうふうな方向に進展させていきたい、こういうふうな思つております。でありますから、この方法以外のものは認めないとか、あるいはこの方法以外のものでもやるところには援助をしないというふうな気持は私どもは

今持つておりません。しかし教養部的な行き方である場合にこれがもつとりつぱに行なえるような基礎をこの法案で打ち立ててやりたいというのが私どもの考えでございます。

○小林(信)委員 この人文社会の面を強調する学者というものの大学の一般教育をやる場合に対する意見というものは、人間の質的成長をこの際しつかりやらなければいけないのじゃないか。専門課程の準備教育というふうな形ではなくて、やはりそこには人文社会あるいは自然、こういうふうなものが一致した形で教育をして、そしてしかも今度は専門課程に入っていくというときに、たといその専門課程が自然科学の面であつても、ただ技術者で終わるのでなく、それが社会あるいは人間とどういう関係を持ていくか。これは原子核の研究なんかの問題はことにそういうふうな必要が要する。だから未分化された状態でこの一般教育というものをやるべきだという考えがございまして、それからそれにつけ加えて、こういう意見を主張する人たちはさらに、この課程においても教授が自分の勝手な教育をやつてはだめだ。学生が一人でこれを判断して、総合的に検討して結論を出すだろ、というふうなことでなくて、もっと教授陣がこういう点にしっかりと考えを置いて一般教育というものをやらなければいけない。大学生だから、もう相当に知識ができておる、基礎ができておるというふうに見えるけれども、そうじゃないのだ、こういうふうに言つておるわけでありまして、また四年間の学習課程でございまして、

やはりこの課程においても専門課程に關係のあるものをやるべきだというふうな意見もありませんが、私たちにそのところがよくわからない。文部省が今度教養部を置くということを出してきたから、こゝろに對する確立した見解が出てこれを出したのか、こう思つて私は聞いたわけなんです、こういう点についてのお考えはどうですか。

○小林政府委員 教養部の設置ということによつて一般教育でどういう教育の仕方をするべし、あるいはどういふ教育の形態をとれというふうなことで私どもから申し上げるつもりはございませんので、一般教育の教育の有効な方法については、従来からそれぞれ一般教育に携つておる先生方の研究集会等も実施されておりますし、また一般教育のいわゆるコア制によるやり方というふうなところについても十分研究されておるところでございます。従来として一般教育が批判されますのは、たとえばそれぞれ一般教育の中で科目として行なわれておるものが、専門の科目の序論とかあるいは概説的なものであつて、ばらばらであるというふうなことが言われております。これについての批判に対していろいろの研究集会等で研究されておるところでございますが、ただしこの方法が一番いいというふうなことでなくて、この教養部をつくる有効な方法を指摘するといふようなことはいたしませんので、従つて教育方法等について確立した見解があつて教養部をつくるというわけではございません。しかしいづれにいたしまして

も、この教養部つくるということが一般教育を充実した一般教育を堅実に実施するということの基礎になるならば、私は非常に有益なものではなからうかと思っております。

○小林(信)委員 今こゝろは重大な問題だと思ふのです。今の局長の御答弁を聞いておると、教授の人事費を省くかさもなければ人づくりというふうな政府の最近の意向を、この中でもってその目的を達してやろうじゃないかというふうな簡単な考えで——私はこの中で人づくりの問題を考えてもいいと思うのですが、しかしさっきのようになり、学者をおそれたりあるいは軽視したりするところから出てくるような考えじゃいけない。だからこゝろいう点で明確にこゝろいう考えでございまして、いかに言われた方が私はいいいのじゃないかと思つてゐるのです。今のようないかと思つてゐるのです。今のような不明確な形でおくというところに私たちはちよつと心配が出てくるわけでありまして。とにかく最近の人づくり問題に対する批判というふうなものを聞く場合に、こゝろいう点が明確でないから、だから結局人づくりというふうな言葉を言ひ出すのだという人さへあるわけなんです。だからこゝろいう問題をもつと自然科学だけでなく、人文社会の面で研究所あるいは研究機関というふうなものを整備されて、そうして今の教養部等に対してもはつきりした態度を打ち出さなければいけないと思ふのです。

お話ししたいことがたくさんあります。さつき目教組の倫理綱領の問題についてだけ私は申し上げたんですが、いつかこの委員会の中で、学校の先生の定員の問題で質問をしましたとき

に、大臣は、私は一学級の生徒が幾人であるのがいいかどうか、それは知らぬ、こんな捨てぜりふを言われたことがあるのですが、やはりこんなこともこゝろいうふうな人たちの重視し、こゝろいう機関というものを考えていく意図があれば、そういうものは一体中小学校の生徒というふうなものは、ほんとうに先生が手を回すには、行き届いた指導をするには何人が妥当だ、こゝろいうことを研究するのは、自然科学の面ではなくて、それ以外の研究機関でなければできないことなんです。そういうものがちゃんと研究するようなものを、持つていけば、大臣があんな不親切な答弁をしなくても済むと思ふのです。

おそらく文部省におきましても世界各國の学校の状態というふうなものは調査されてゐるかも知れぬけれども、多種多様にわたるものを担当してゐる人たちが、そういう一つの問題に対して適切な判断を下すということは不可能なんです。私はそういう面でも、もっと文部省の頭を切りかえるべきではないか、こゝろ思ふわけです。

そこで、こまかい点ですが、京都の大学に原子炉研究所を置くということになつておられますが、場所は大阪になつてゐる。大阪にも大学があるのだから、どういふわけで京都の方の管轄にするのか、それから原子炉という問題は、一般の人たちが非常に心配するわけですが、そういう問題は解決しておるか。こゝろではどういふ型の研究をするのか。それが戦争に結びつくなどということは決してないと思ふわけですが、そういう点について安心させるような確信があるならば述べていただきたい。それから費用はどれく

らいこれにかけてゐるのか。

○小林(行)政府委員 京都大学に置きますところの共同利用研究所としての原子炉実験所でございますが、これは御承知のようにもうすでに七、八年前に政府でつくりました原子力開発の長期計画に基づいて、その一環として関西地方に大学の共同利用の研究用原子炉を設置するというところで話が始まつたわけでございます。当時大阪、京都それぞれ共同して、もちろんそのほかの大学も共同するわけでございまして、中心になつて設置をいろいろ計画されたわけでございまして。最終的にはもちろん大学間の話し合いの上で京都大学にこれを設置するということになりましたわけでございます。もちろん御承知のように場所は大阪府の熊取町でございますが、所管いたしましたのは京都大学の付置の共同利用の研究所というところであるわけでございまして。こゝろ置かれます原子炉はスィミング・プール型の千キロワットの出力のある原子炉でございます。もちろんこれについては原子力委員会の予備審査も経、また厳重な審査を受けて安全性が確認されたものでございまして、私もいふまでもない原子力あるいは原子炉についての不安は一応ないものというふうなことを考えております。お話しのござりましては原子力実験が結びつくというふうなことはございませぬ。原子力の平和利用の開発というところで本来できておりますし、わが国のそういう方面の学者もこの点についてはもちろん十分戒心しておるところであらうと思ひます。私も政府といたしまして、これが戦争あるいは戦争力に結びつく

というふうなことは毛頭考えておりません。

それから経費でございますが、これは実は三十五年度からいろいろと準備をいたしておりました。三十五年度以降建物及び施設費に七億六千万円を投入しております。それから設備等の経費に二億八千万円の経費を入れておりました。合計いたしますと十億五千三百萬の経費が三十五年度から三十七年度までに使われて——三十七年度は多少残つておりますが、それだけ使われておるものでございまして。なお、施設費は今後約六億程度必要でございますし、それからそれ以外の経費といたしましては五億六千万というふうに予定をいたしておりました。

○小林(信)委員 今一番僕が聞きたいところは、絶対心配ない、安全なものだということを開きたいのですが、ないものと考えますというふうなまことに不確実な御答弁で、これが多少でも不安があるということになれば、やはりこの法案を私たちは通すわけにいかぬということになる。やはりそういう点が、さつきお話ししましたように、研究所をうんとつくつて、それからいろいろ諮問してくるような法案の提出の仕方が大事だということにもなるわけなんです。

また小さいことでございますが、この各国立大学に付属小、中、幼稚園というふうなものがございまして。これは先生方の養成機関も持つておるのですから、中小あるいは幼稚園というふうなものが必要でございまして、最近、中、小あるいは幼稚園というふうな課程でも必要なものがあるはずなんです。ところが、これは経費の

都合か、あるいは付属というふうなものに対して文部当局に親切味がないのか、あるいは養護学級あるいは特殊学級、こゝろいうふうなものの特設がないのです。これはやはりふやしていかなければ、こゝろいう特殊児童の教育というものは、相当こゝろいうところがセクターになつて指導していかなければならぬと思ひます。これについてのお考えをお聞かせいたします。

○小林政府委員 国立大学の教員養成学部の付属学校のあり方についてでございますが、従来本来の目的は教官の研究のための実験学校であり、学生の実習のための実習学校であるべきでございまして、現状は必ずしもその本来の趣旨の通りやつていない面があると思ひます。簡単に申せば、比較的知能的にもあるいは経済的にも優秀な子供だけがこゝろいう学校へ集まつて、特殊な教育がされておる。そこでいろいろ実習をいたしました学生が卒業後学校に赴任いたしますと、実験学校で勉強したものと違つた実際の教育をしなければならぬというふうなことでございまして、この付属学校のあり方については、私も今後検討していかなければならぬと思ひます。ただいま御指摘のございましたように、養護学級あるいは特殊学級というふうなものをこの付属学校に設けて、この付属でこゝろいうことを勉強させる、あるいは単級複式の学級をこゝろいうところへ置いて、こゝろいうところを教える。そういう勉強をこゝろさせるというものが本来の意味の付属学校であらうと思ひます。文部省でもさつきお考え方のもとに実は本年度からそろそろこの面の研究を始めたいと思つております。

が、そのいい先生がつくられる養成機
関も付属小、中学校というふうなもの

上げたことによって一般の私立大学その他の刺激することが私は多くなると

し学生の中には種々さまざまであつて、それくらいの負担は何ともない者

〔賛成者成立〕

○床次委員長 起立多数。よつて、本

昭和三十八年三月十一日印刷

昭和三十八年三月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局